

学校開放のきまり

- 一、学校の体育館及び運動場を夜間に使用したい者は、あらかじめ観光スポーツ振興課又は管理指導員へ登録申請書、許可申請書を提出し、観光スポーツ振興課より、使用可能の連絡後使用する。(登録は、市内在住、在勤もしくは在学する者が十名以上とする。)
- 二、使用者は規定に基づき利用後速やかに電気使用料を支払うこと。
- 三、夜間開放は、成人(高校生を除く)に対して行っている事業であり、且つ青少年育成条例の観点から、未成年の使用は禁ずる。

使用心得

- 一、管理指導員の指示に従うこと。
- 二、施設使用者はマナーを守り、翌日の学校教育活動に支障のないように器具の片付け、消毒及び清掃をしなければならない。(使用の際に発生したゴミは必ず持ち帰ること。)
- 三、学校敷地内は禁煙とする(※健康増進法第二十五条の定めにより)守れない場合は使用を中止する。
- 四、使用者は施設、設備を損傷、滅失した場合は、直ちに管理指導員を通じて観光スポーツ振興課に報告すること。(施設等の破損は、使用者において復旧する。)
- 五、施設の利用を行わない場合は必ず、事前に管理指導員に連絡すること。
- 六、使用者は使用に対して生じた事故につき一切その責を負うものとする。(スポーツ安全保険に加入してください。)
- 七、台風時に学校が休校の場合は、使用不可とする。
- 八、施設使用料は納付書受領後速やかに支払いすること。滞納すると使用を中止する場合もある。
- 九、営利を目的とする団体は、使用不可とする。
- 十、その他詳細については、観光スポーツ振興課へお問い合わせください。

電話 九二三―三四七五 沖繩市観光スポーツ振興課

※第二十五条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の物が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。